【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年10月29日提出
【計算期間】	第21期(自　平成26年1月30日至　平成26年7月29日)
【ファンド名】	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０２
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上　雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目７番１号
【事務連絡者氏名】	雄谷　敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目７番１号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として「グローバル・カレンシー・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	
	内外	その他資産（通貨）	特殊型（絶対収益追求型）
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇その他資産（通貨）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇特殊型（絶対収益追求型）

目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において絶対収益追求型に属するものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル （含む日本）			
	年２回	日本			ブル・ベア型
	年４回				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回 （隔月）	北米	ファミリーファンド	あり （部分ヘッジ）	
	年 12 回 （毎月）	欧州			条件付運用型
	日々	アジア			
不動産投信	その他 （　　）	オセアニア			絶対収益追求型
その他資産 （投資信託証券（その他資産（通貨）））		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
		アフリカ			
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東）			その他 （　　）
		エマージング			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（その他資産（通貨）））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、通貨への投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「その他資産（通貨）」に分類されます。

◇年２回

目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◇絶対収益追求型

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

1.ファンドのストラクチャー

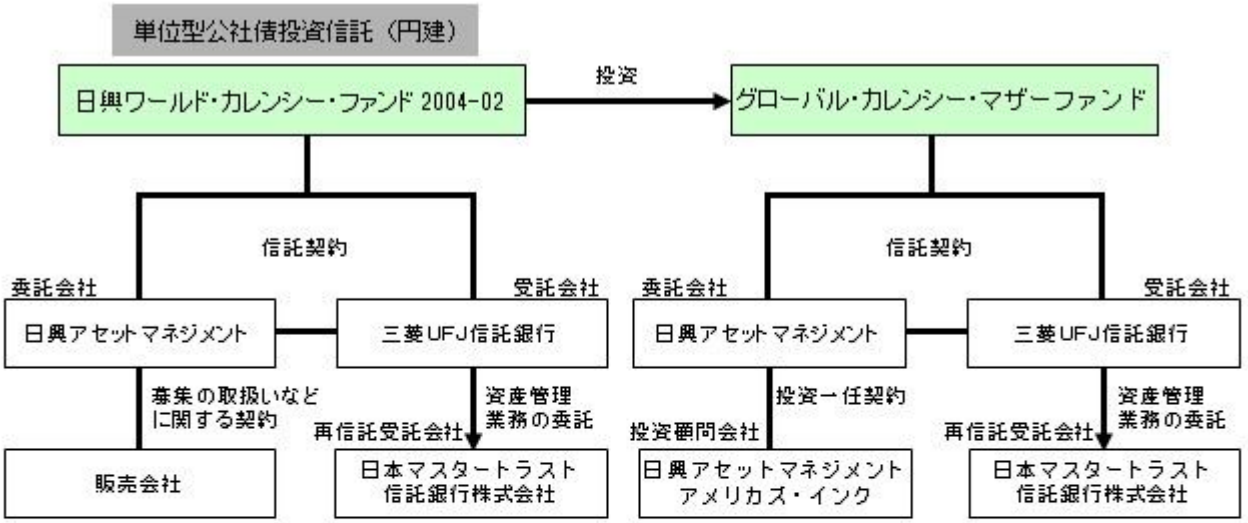

ファンドは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド「日興ワールド・カレンシー・ファンド 2004-02」とし、その資金をマザーファンド「グローバル・カレンシー・マザーファンド」に投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行なう、ファミリーファンド方式で運用することを基本とします。

注）「グローバル・カレンシー・マザーファンド」の運用においては、国内外の公社債、通貨の他、為替先渡取引や為替先物取引などが用いられます。

2.マザーファンドの投資方針および投資目的

＜2.1.投資方針および投資目的＞

マザーファンドの運用にあたって日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（以下「投資顧問会社」といいます。）は、以下に定義するコア・ユニバースの各国の通貨によるオーバーレイ戦略（以下「為替オーバーレイ戦略」といいます。）により、世界の株式市場、債券市場のリターンに対して相関の低いリターンから、安定的な投資資本の成長を得ることを投資目標としています。ポートフォリオの構築にあたっては、限られた取引時間内にマザーファンドのポジションを構築・解消できるだけの十分な流動性を備えたインストゥルメントを中心に用いています。

マザーファンドの運用にあたって投資顧問会社は、１ヵ月円ＬＩＢＯＲ金利（以下「ベンチマーク」といいます。）を上回る投資成果（以下「超過リターン」といいます。）をめざします。目標リスクの水準はマザーファンドの年率換算標準偏差の予測値で４％程度（上限ではありません。）としますが、市況環境を考慮して弾力的にリスクをコントロールすることを試みます。そのため、実際のマザーファンドのリターンの標準偏差は目標値と大きく異なることがあります。これらのパフォーマンス目標が達成される保証はありません。

3.ポートフォリオの特徴

＜3.1.マザーファンドのポートフォリオの特徴＞

投資顧問会社はマザーファンドの投資目的を達成するために為替オーバーレイ戦略によるアプローチを採用しています。本書におけるオーバーレイ戦略とは、①マザーファンドの純資産の大部分をベンチマーク・リターンを獲得するのに相応と期待される現物資産に投資しながら、②先物などの投資資金を少額、または全く要しないインストゥルメントによるポートフォリオを①の現物資産にかぶせることによって、超過リターンの獲得をめざす戦略を指します（以下、①の部分を「現物資産ポートフォリオ」といい、②の部分を「オーバーレイ・ポートフォリオ」といいます。）。

＜3.2.現物資産ポートフォリオの特徴＞

マザーファンドの現物資産ポートフォリオは、主として残存期間の短い日本国債ならびに翌日物コールなどの現金および現金同等物に投資される予定です。これ以外でも、米国財務省証券、米国政府保証債、コマーシャル・ペーパー、割引債、定期預金、銀行引受手形、その他のＯＥＣＤ諸国の国債または政府保証債などにも投資されることがあります。現物資産ポートフォリオに円建て以外の資産が組み入れられている場合は

円に対してヘッジを試みます。

＜3.3.オーバーレイ・ポートフォリオの特徴＞

投資顧問会社はグローバル金融市場のうち、主に以下の国々の通貨に関する、スポット取引および外国為替予約取引、先物取引などを採用しています。オーバーレイ・ポートフォリオを構成する通貨の候補のリストをコア・ユニバースといい、以下のリストとなっています。オーバーレイ・ポートフォリオはコア・ユニバースの各要素（以下「コア・ユニバースの各資産」または「コア・ユニバースの各通貨」といいます。）のロング・ショート相対価値戦略によるポートフォリオとなります。

3.3.1.コア・ユニバース

国　名	通　貨
フランス	ユーロ
ドイツ	
イタリア	
オランダ	
スペイン	
スイス	スイスフラン
スウェーデン	スウェーデンクローナ
ノルウェー	ノルウェークローネ
アメリカ	アメリカドル
カナダ	カナダドル
オーストラリア	オーストラリアドル
ニュージーランド	ニュージーランドドル
日本	円
イギリス	イギリスポンド

注）このリスト外の通貨もコア・ユニバースに追加される可能性があります。コア・ユニバースに新しい通貨を追加する際は、十分かつ一貫した流動性があるだけでなく、変動相場制であり、予測に用いられるファクターの十分な時系列データを持ち、政局の安定性があることが要求されます。

3.3.2.カウンター・パーティー

外国為替予約取引は金融商品取引所取引と異なりカウンター・パーティーが必要であり、カウンター・パーティーの信用格付が重要となります。マザーファンドは、投資顧問会社が十分な信用力があると判断するカウンター・パーティーだけにエクスポージャーをもちます。

4.オーバーレイ・ポートフォリオの運用で採用される投資戦略

＜4.1.投資哲学＞

インベストメント・チームは、経済および金融の情報に対してインストゥルメントの市場価格が十分素早く反応しない場合に、市場でミス・プライシングが生じると考えます。インベストメント・チームは、グローバル金融市場の通貨について、相対価値および方向性のポジションをとる戦略（以下「ロング・ショート相対価値戦略」といいます。）を用いることによって、市場の投資機会を利用することを試みます。更にインベストメント・チームは、専ら外国為替予約取引などを用いることによって、スプレッド・リスクや信用リスクなどの伝統的な投資に伴なう固有の市場リスクのうち相応の範囲のリスクを避けることができると考えます。またインベストメント・チームは、オーバーレイ・ポートフォリオからのリターンが、グローバル金融市場のベンチマーク指数に対しても、低いかあるいは負の相関となることを期待しています。

＜4.2.アプローチ＞

インベストメント・チームは、統制がとれていることが期待され、定量分析と定性分析を用いる４段階のプロセスを採用しています。

４段階のプロセス

１．定量分析過程

インベストメント・チームは、入手が容易な経済および金融データを用い、複数国にまたがるコア・ユニバースの各資産の相対リターン（リスク・フリー・レートに対する相対リターンを指しています。以下同じ。）の予測値、その予測誤差の偏差（ボラティリティ）および予測誤差間の相関を導き出すようにデザインされた、ベイズ統計モデル（以下「モデル」といいます。）を採用しています。モデルは、全てのアウトプット（上記の相対リターン、ボラティリティ、相関などの予測値を指します。以下同じ。）を同時推定する、１つに統合されたモデルとしてデザインされています。モデルは、グローバル金融市場間の相互依存関係およびグローバル投資家のアセット・アロケーション決定、すなわちグローバル金融市場間の資金移動などを認識するようデザインされています。

[インプット]

モデルは、矛盾のない定量的な金融市場の評価を提供するようデザインされています。モデルのインプットとして経済および金融のファンダメンタル・ファクターを使用しています。これらのファクターは以下のものを含みます。

・短期金利
・流動性の状態
・イールド・カーブの特徴
・長期金利の変化
・長期金利の水準
・商品価格の変化
・株式市場評価水準
・誤差の偏差のモメンタム

これらのファクターは、新しい分析を経て、時間の経過とともに変化する可能性があります。

[アウトプット]

リターン（相対リターンの予測値）：

コア・ユニバースの各資産の相対リターンを導くモデルは、資産毎または国毎に独立したモデルや、相対リターンとその偏差の予測が分離されたモデリング・システムと対照的に、１つに統合されたモデルです。このことに加えて、コア・ユニバースの各資産について同じファクターに着目しているので、コア・ユニバースの各資産間の関連性を評価することができます。この技法は、Seemingly Unrelated Regressions （SUR:見かけ上無関係な方程式の推計）として知られています。グローバル金融市場はそれぞれ独立しているように見える反面、異なる市場間には非常に強い関係があることも認識しています。インベストメント・チームは、統合されたアプローチを採用することによって、グローバル金融市場の資産間の相互依存関係を捉えることを試みます。シュリンケージ（shrinkage：縮小化）またはデータ・プーリング（data pooling：情報蓄積）として知られる統計アプローチもまた、モデルに組み込まれています。この統計アプローチを単純化していえば、英国の短期金利の変化が英ポンドに与える影響と同様な影響を、米国の短期金利の変化が米ドルに与えることは感覚的に理解できます（この場合は短期金利がファクターで、影響度を見積もったものがファクターに対する感応度になります。）。もし、マルチ・ファクター・モデルを用いて将来のポンドのリターンを予測するとすれば、それぞれのファクターの変化に対する感応度を推計する必要があります。米国のデータおよび英国のデータを統合することによって、英国のデータだけを使う場合に比べて、感応度の推計を向上させることが期待されます。コア・ユニバースの各資産全てにこの技法を拡張すれば、更に感応度の推計を向上させることができるとインベストメント・チームは考えます。

ボラティリティ（相対リターンの予測誤差の偏差）：

インベストメント・チームは、コア・ユニバースの各資産の過去のリターンのボラティリティではなく、主として相対リターンの予測値の偏差を重要視しています。単純化していえば、コア・ユニバースの各資産のヒストリカル・ボラティリティよりはむしろ、インベストメント・チームの推計する相対リターンの予測の精度をより重要視しています。

相関（相対リターンの予測誤差間の相関）：

インベストメント・チームは、相対リターンの予測誤差間の相関を重要視しています。コア・ユニバースの各資産のヒストリカル・リターン間の相関よりも、むしろファンダメンタル・ファクター以外の要因がコア・ユニバースの各資産のリターンに与えている影響をより重視しています。インベストメン

ト・チームは、ファンダメンタル・ファクターによる予測寄与度と非ファンダメンタル・ファクターの影響、すなわち予測誤差を分離し、広くヘッジアウトできるような、分散されたロング・ショートのオーバーレイ・ポートフォリオを構築することを目的としています。

2．インベストメント・チームによる定性分析

インベストメント・チームは、モデルのアウトプットおよびモデルが推奨するオーバーレイ・ポートフォリオを再評価し、選挙、中央銀行の政策、またはその他の政治リスクなどの、モデルが定量的に評価できない定性的なリスクに対して分析を行ない、その評価を定量分析の結果に加えます。インベストメント・チームは、ローカルな視点、グローバルな視点の双方から経済問題やイベントの金融市場への影響を考慮していく予定です。

3．オーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの決定

インベストメント・チームは、オーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの決定にあたっては、標準的な平均分散最適化を用いています。インベストメント・チームの定性分析が加えられたモデルのアウトプットに、オーバーレイ・ポートフォリオのリスク目標や取引可能な資産クラス、インストゥルメントなどのインベストメント・ガイドラインを加えてオーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの最適化を行ないます。

4．オーバーレイ・ポートフォリオのモニタリングおよびマネジメント

インベストメント・チームは、市場環境、政治的イベント、経済データの発表、中央銀行のアナウンス、外部の金融機関による調査、大学などの研究機関の分析、などから発表される情報を日次でモニタリングしています。オーバーレイ・ポートフォリオは、基本的に一週間毎に新しい情報を分析してアロケーションの変更が行なわれますが、状況に応じて随時変更や調整も行なわれます。オーバーレイ・ポートフォリオのリスクは基本的に日々計算されます。

運用プロセス

オーバーレイ・ポートフォリオは、基本的に週1回リバランスします。加えて市場環境の変化に応じ随時調整します。

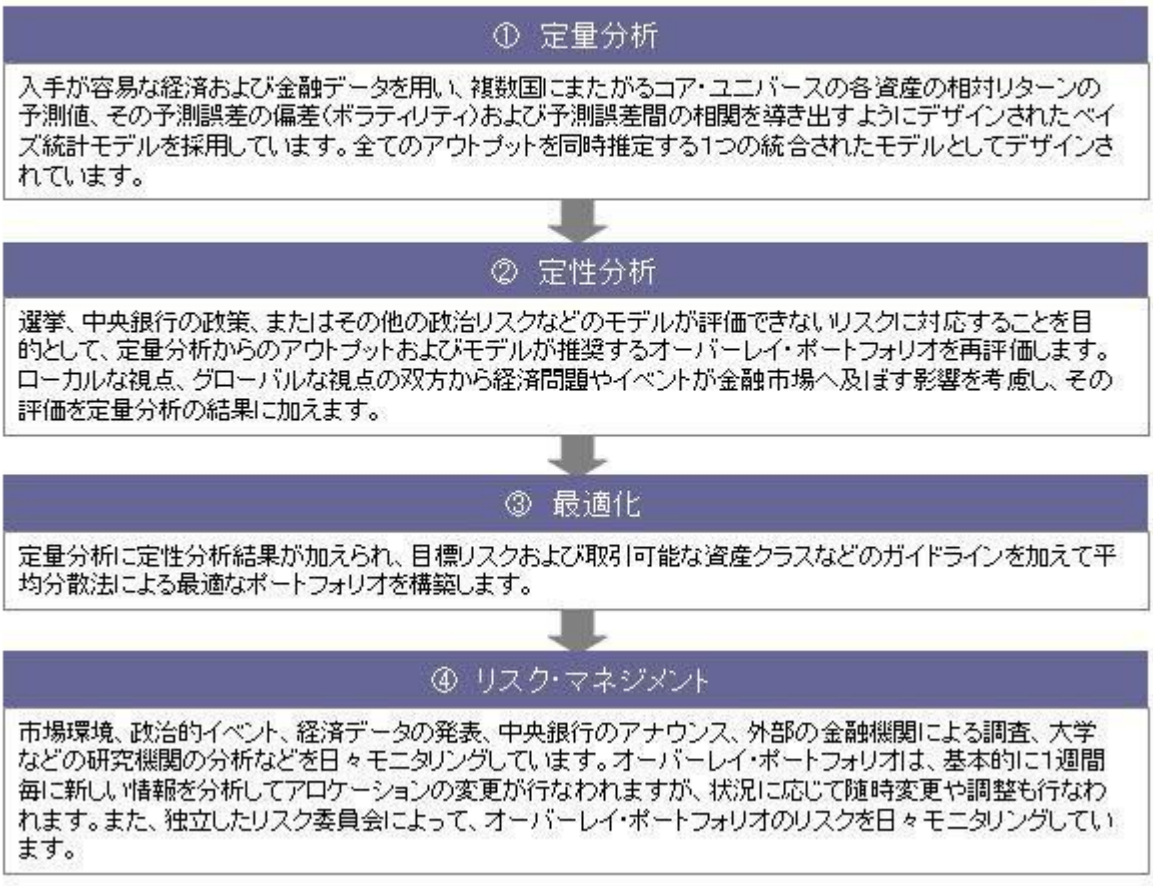

※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては、上記のような運用ができない場合がありま

す。
※上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

＜4.3.アプローチの特徴＞

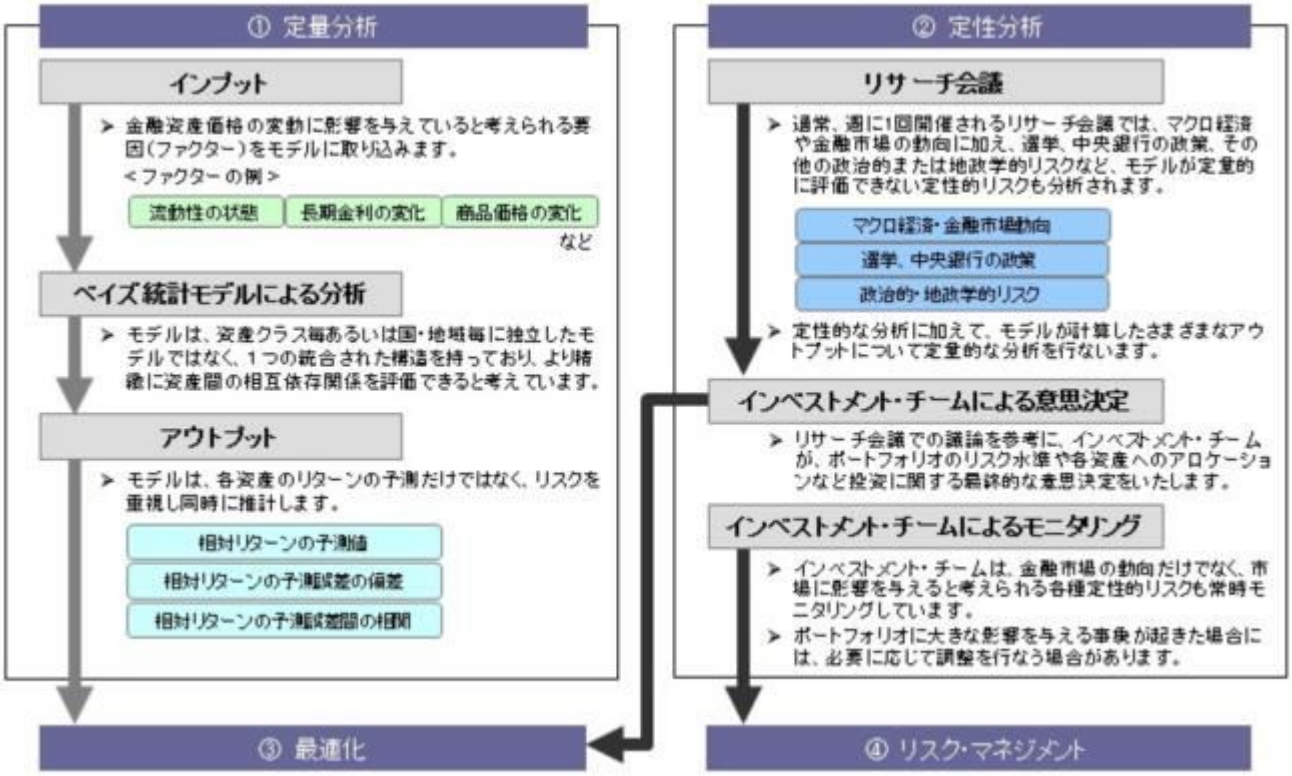

※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
※上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

＜日興アセットマネジメント　アメリカズ・インク（NAMA）について＞

・日興アセットマネジメント　アメリカズ・インク（NAMA）は、日興アセットマネジメント株式会社の100%出資子会社である海外持株会社の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。
・NAMAでは、グローバル債券やグローバル株式などの伝統的資産運用から、グローバル・マクロなどのオルタナティブ運用、外部マネージャーのリサーチなど、幅広い資産運用サービスを提供しています。

④　信託金限度額
1,000億円を限度とします。

（2）【ファンドの沿革】

平成16年２月27日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
平成21年１月15日
・ファンド名称変更
新名称：日興ワールド・カレンシー・ファンド 2004-02
旧名称：日興・メロン・グローバル・カレンシー・ファンド 2004-02
・信託期間の更新（信託終了日を平成21年 2月26日から平成26年 2月28日へ変更）
・マザーファンドの運用指図権限の委託先である投資顧問会社を「メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（Mellon Capital Management Corporation）」から「日興アセットマネジメント アメリカズ・インク」に変更
平成26年１月17日
・信託期間の更新（信託終了日を平成26年 2月28日から平成31年 2月28日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

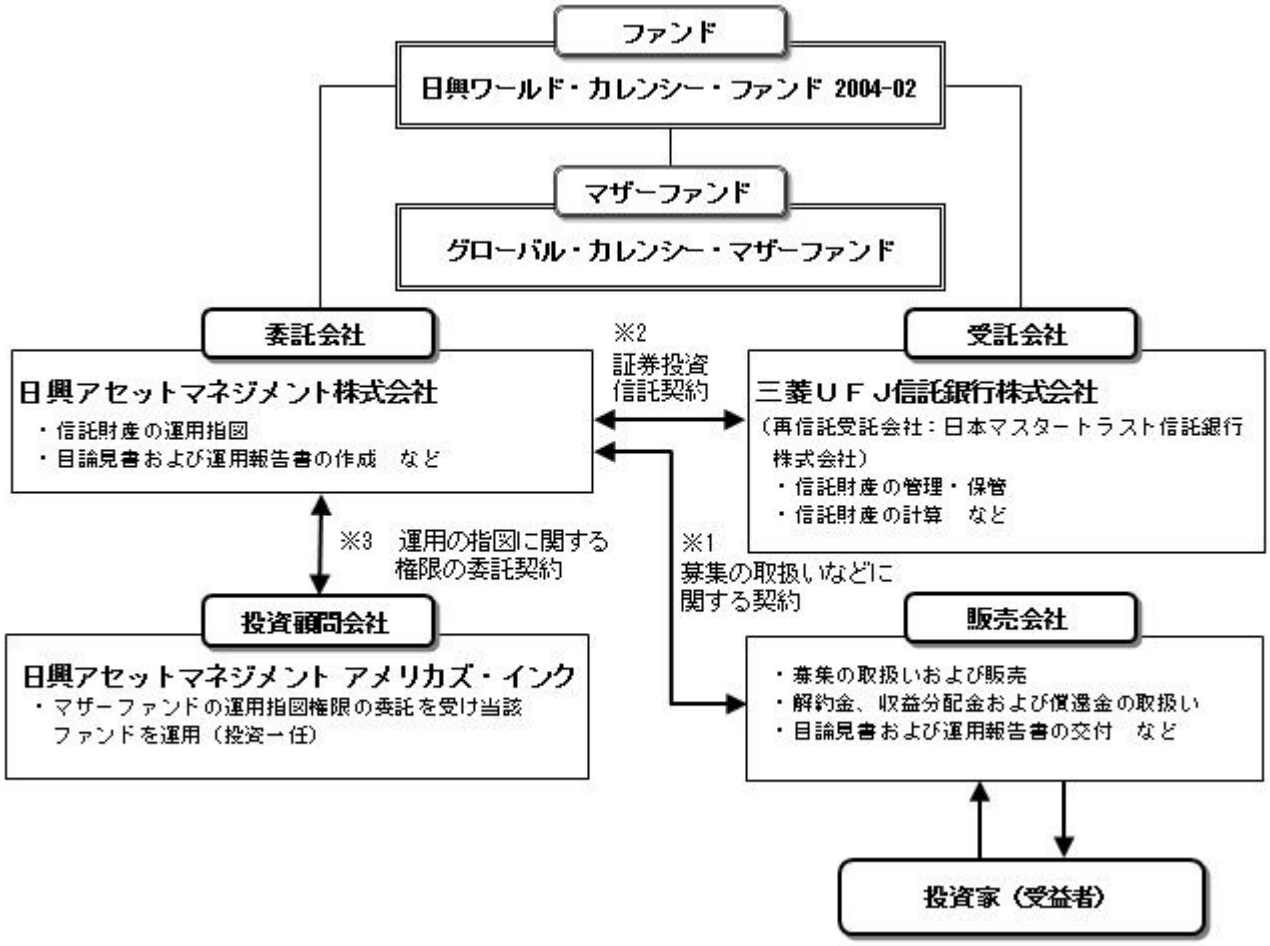

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成26年8月末現在）

1）資本金
17,363百万円

2）沿革
昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜日興ワールド・カレンシー・ファンド 2004-02＞
・主として、「グローバル・カレンシー・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長を

めざします。
・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

＜グローバル・カレンシー・マザーファンド＞
・主として、国内外の公社債に投資を行なうとともに、為替オーバーレイ戦略を採用し、１ヵ月円ＬＩＢＯＲ金利を上回る投資成果をめざします。
・外貨建資産への投資にあたっては、原則として、為替はフルヘッジするものとします。
・為替オーバーレイ戦略においては、先進各国の通貨の外国為替予約取引などを用いて、ロング・ショート・ポジションを構築するものとします。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜日興ワールド・カレンシー・ファンド 2004-02＞
「グローバル・カレンシー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
３）金銭債権
４）約束手形
５）為替手形

② 主として「グローバル・カレンシー・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
１）国債証券
２）地方債証券
３）特別の法律により法人の発行する債券
４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）
５）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６）コマーシャル・ペーパー
７）外国または外国の者の発行する証券で、１）～６）の証券の性質を有するもの
８）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
９）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
10）外国法人が発行する譲渡性預金証書
11）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
13）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14）外国の者に対する権利で13）の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）先物取引等
２）スワップ取引
３）金利先渡取引
４）為替先渡取引
５）有価証券の貸付
６）公社債の空売
７）公社債の借入
８）外国為替予約取引
９）資金の借入

＜グローバル・カレンシー・マザーファンド＞
国内外の公社債を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
３）金銭債権
４）約束手形
５）為替手形

②　主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
１）国債証券
２）地方債証券
３）特別の法律により法人の発行する債券
４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）
５）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６）コマーシャル・ペーパー
７）外国または外国の者の発行する証券で、１）～６）の証券の性質を有するもの
８）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
９）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
10）外国法人が発行する譲渡性預金証書
11）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
13）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14）外国の者に対する権利で13）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）先物取引等
２）スワップ取引
３）金利先渡取引
４）為替先渡取引
５）有価証券の貸付
６）公社債の空売
７）公社債の借入
８）外国為替予約取引

（３）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

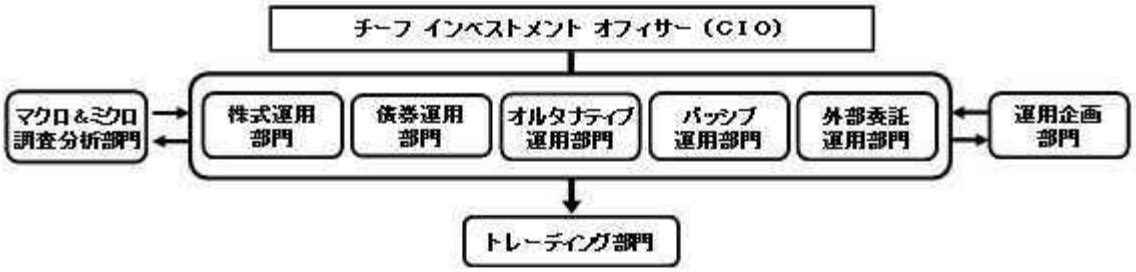

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

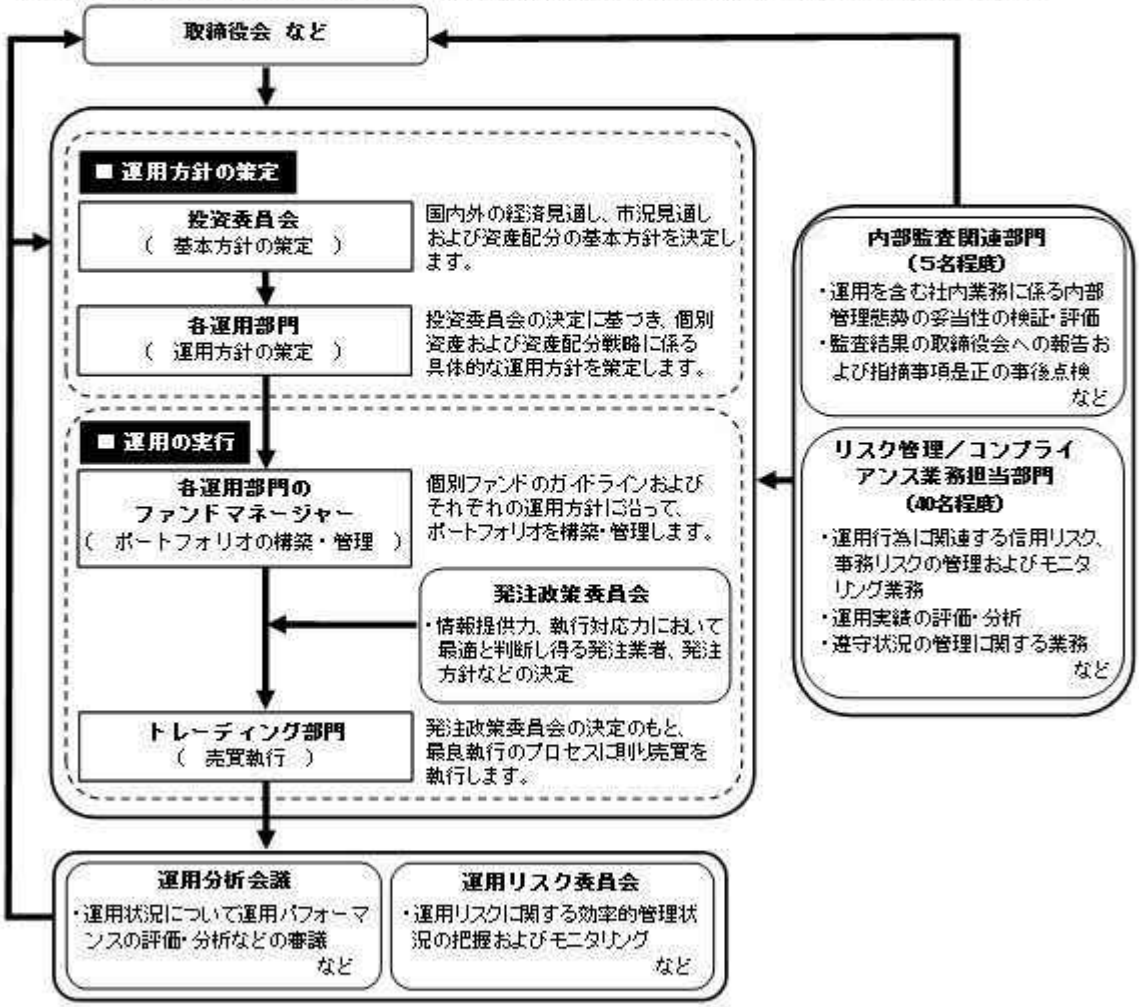

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

※上記体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（投資顧問会社）における運用体制＞

当ファンドの主要投資対象である「グローバル・カレンシー・マザーファンド」においては、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

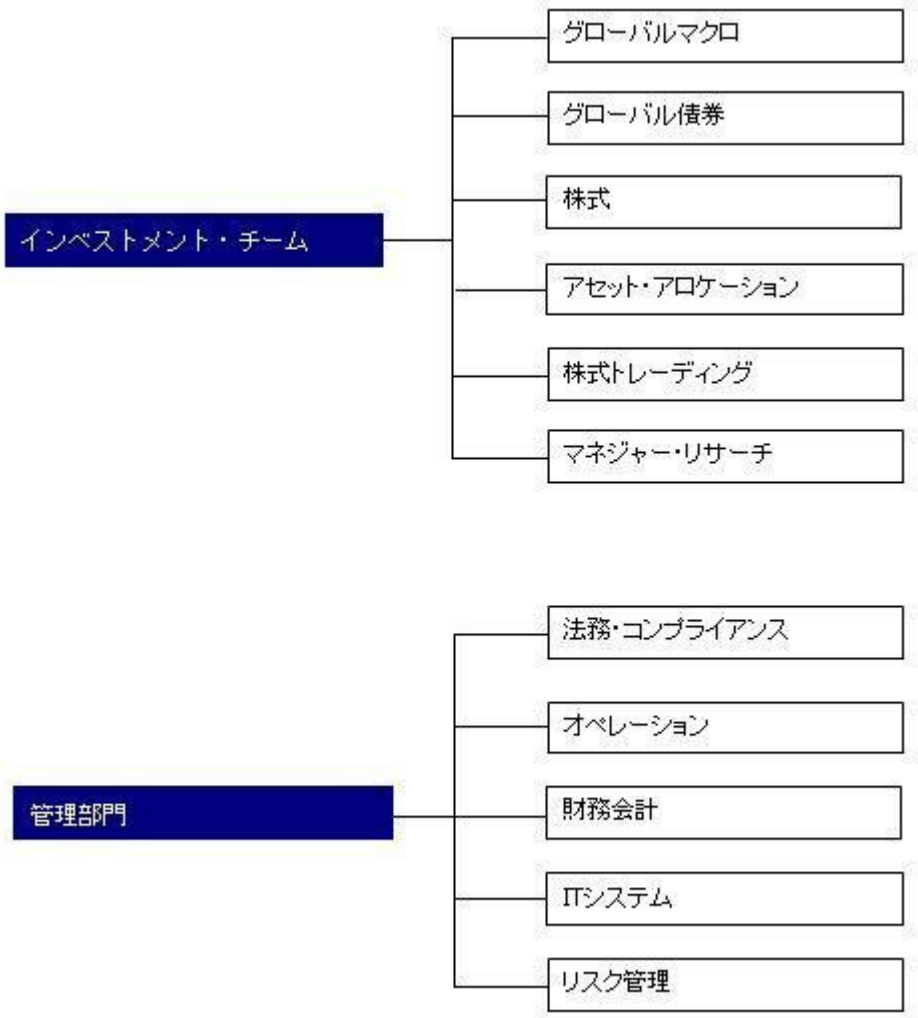

リスク管理部門は、インベストメント・チームとは独立した立場で、マザーファンドについて包括的な見地からリスクモニタリングを行なっています。

※上記は平成26年8月末現在のものです。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

２）分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないことがあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

②　収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限

＜日興ワールド・カレンシー・ファンド 2004-02＞

１）株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。

２）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

３）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

４）わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

５）わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

６）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

７）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

８）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

９）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

10）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

12）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ハ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

※2014年12月1日以降、以下の投資制限が追加となります。

13）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＜グローバル・カレンシー・マザーファンド＞

１）株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。

２）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

３）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

４）わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

５）わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

６）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

７）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

８）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

９）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

10）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

※2014年12月1日以降、以下の投資制限が追加となります。

12）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合があるほか、為替予約取引なども積極的に活用しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①　為替変動リスク

・現物資産ポートフォリオに組み入れる外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為

替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

・オーバーレイ・ポートフォリオについては、世界各国の為替予約取引などを積極的に行なうため、為替変動の影響を大きく受けます。

② 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

③ 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

④ 信用リスク

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

⑥ レバレッジリスク

オーバーレイ・ポートフォリオについては、世界各国の為替予約取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、為替変動の影響を大きく受けます。

⑦ 第三者とのライセンス契約に係るリスク

ファンドおよびマザーファンドの運用は、第三者とのライセンス契約に基づき提供される定量モデルに、大きく依存します。

＜不十分な分散、投資の集中に関する事項＞

ポートフォリオのリスク分散に努めますが、一部の投資対象に集中して投資を行なうことがあります。また、投資対象となる先物取引などはある一定の範囲に限定されていることから、分散効果は限定的となります。集中投資している一部の投資対象の価格変動により損失が生じた場合は、分散投資した場合に比べて、大きな損失を被るリスクがあります。

＜ファンドが投資対象とするマザーファンドに関する事項＞

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券などの売買などが生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経

済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（2）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

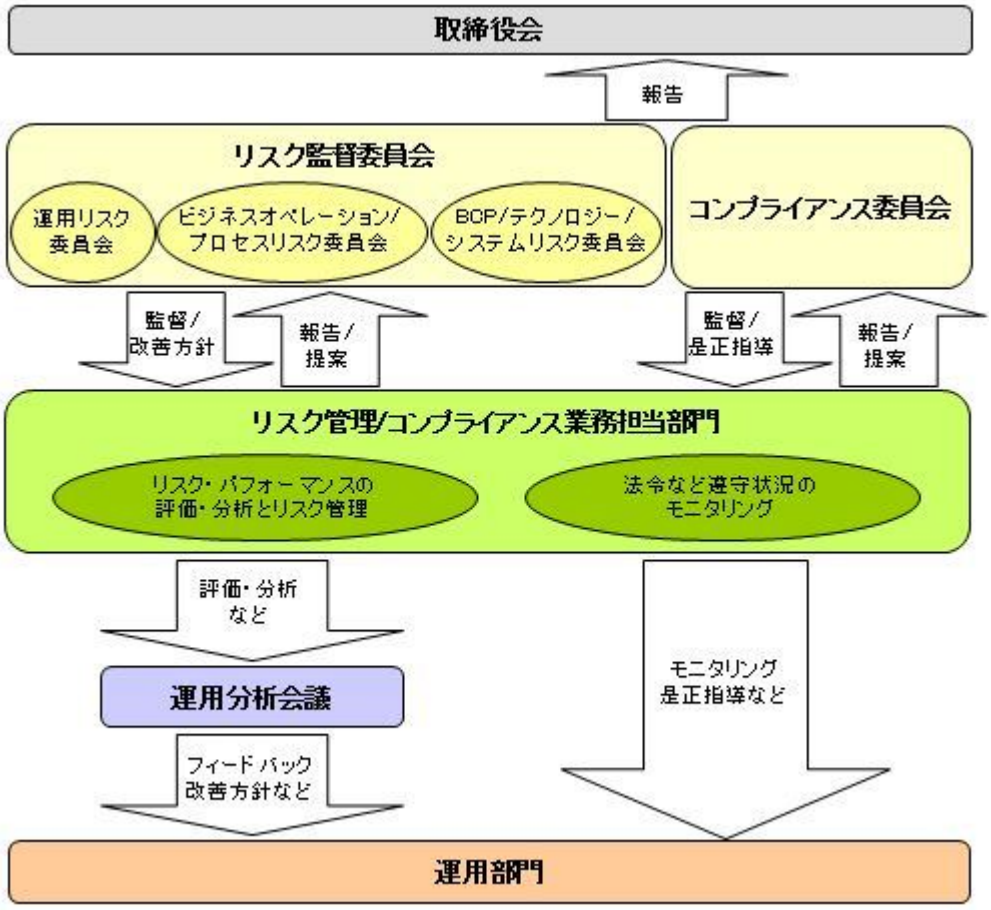

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理／コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理／コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（投資顧問会社）におけるリスク管理体制＞

インベストメント・チームの担当ファンドマネージャーがマザーファンドのリスクをコントロールすると同時に、インベストメント・チームから独立したリスク管理部門が、包括的なリスク管理手続きとして、マザーファンドについてインベストメント・チームが使用しているデータの妥当性やリスクの動向をモニタリングしています。リスク管理にあたっては、社外の独立した第三者により提供されたリスク分析ツールも使われています。当該リスク分析ツールにより計算されたポートフォリオのリスク値は日興アセットマネジメントのリスク管理部門にも日々報告されています。また、マザーファンドの純資産総額、基準価額は日次でモニタリングされ、現金およびポジションは、担当するファンドマネージャーと日興アセットマネジメント　アメリカズ・インクのリスク管理部門との間で日々照合されております。

※上記は平成26年8月末現在のものです。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

１口当たり105円（税抜100円）（内枠）を上限とします。ただし、５万口以上の申込みの場合、取得申込総口数に応じて１口当たり下記の手数料を返戻します（以下「返戻金」といいます。）。

取得申込総口数	１口当たりの返戻金
５万口未満の場合	なし
５万口以上10万口未満の場合	26円25銭（税抜25円）
10万口以上の場合	52円50銭（税抜50円）

※本書提出日現在、取得申込みの受付は終了しております。上記は申込受付当時のものです。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.16%の率を乗じて得た額

します。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、「グローバル・カレンシー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とする各ベビーファンドの販売会社毎の純資産総額の合計額に応じて下記の通りとします。

各ベビーファンドの販売会社毎の純資産総額の合計額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.16%	0.6414%	0.4886%	0.03%
100億円超200億円以下の部分		0.5386%	0.5914%	
200億円超の部分		0.5900%	0.5400%	

※販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

※マザーファンドの投資顧問会社への報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期

信託報酬（販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末、解約時または信託終了時に、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

・組入有価証券の売買時の売買委託手数料

・信託事務の処理に要する諸費用

・信託財産に関する租税　など

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

1）解約金、償還金の取扱い

解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の源泉分離課税となります。

2）収益分配金の取扱い

収益分配金が課税対象であり、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の源泉分離課税となります。

② 法人受益者の場合

1）解約金、償還金の取扱い

・解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の源泉徴収となります。

・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2）収益分配金の取扱い

・収益分配金が課税対象であり、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の源泉徴収となります。
・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

３）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※上記は平成26年10月29日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０２】

以下の運用状況は2014年 8月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	482,869,966	99.60
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	1,923,908	0.40
合計（純資産総額）		484,793,874	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	グローバル・カレンシー・マザーファンド	512,220,183	1.0035	514,012,954	0.9427	482,869,966	99.60

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.60
合　　計	99.60

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末 (2005年 1月31日)	7,864	7,864	9,955	9,955
第3計算期間末 (2005年 7月29日)	6,555	6,555	9,932	9,932
第4計算期間末 (2006年 1月30日)	3,486	3,486	9,962	9,962
第5計算期間末 (2006年 7月31日)	2,470	2,470	9,881	9,881
第6計算期間末 (2007年 1月29日)	1,401	1,426	10,008	10,187
第7計算期間末 (2007年 7月30日)	1,073	1,073	9,762	9,762
第8計算期間末 (2008年 1月29日)	1,029	1,029	9,358	9,358
第9計算期間末 (2008年 7月29日)	1,017	1,017	9,251	9,251
第10計算期間末 (2009年 1月29日)	933	933	8,491	8,491
第11計算期間末 (2009年 7月29日)	933	933	8,484	8,484
第12計算期間末 (2010年 1月29日)	962	962	8,749	8,749
第13計算期間末 (2010年 7月29日)	971	971	8,834	8,834
第14計算期間末 (2011年 1月31日)	992	992	9,020	9,020
第15計算期間末 (2011年 7月29日)	997	997	9,073	9,073
第16計算期間末 (2012年 1月30日)	999	999	9,084	9,084
第17計算期間末 (2012年 7月30日)	984	984	8,952	8,952
第18計算期間末 (2013年 1月29日)	940	940	8,549	8,549
第19計算期間末 (2013年 7月29日)	742	742	8,246	8,246
第20計算期間末 (2014年 1月29日)	642	642	8,033	8,033
第21計算期間末 (2014年 7月29日)	483	483	8,051	8,051
2013年 8月末日	741	—	8,235	—
9月末日	736	—	8,188	—
10月末日	735	—	8,175	—
11月末日	729	—	8,110	—
12月末日	644	—	8,062	—
2014年 1月末日	642	—	8,035	—
2月末日	640	—	8,002	—
3月末日	478	—	7,970	—
4月末日	479	—	7,986	—
5月末日	484	—	8,068	—
6月末日	480	—	8,003	—
7月末日	485	—	8,084	—
8月末日	484	—	8,080	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2004年 7月30日～2005年 1月31日	0.0000
第3期	2005年 2月 1日～2005年 7月29日	0.0000
第4期	2005年 7月30日～2006年 1月30日	0.0000
第5期	2006年 1月31日～2006年 7月31日	0.0000
第6期	2006年 8月 1日～2007年 1月29日	179.0000
第7期	2007年 1月30日～2007年 7月30日	0.0000
第8期	2007年 7月31日～2008年 1月29日	0.0000
第9期	2008年 1月30日～2008年 7月29日	0.0000
第10期	2008年 7月30日～2009年 1月29日	0.0000
第11期	2009年 1月30日～2009年 7月29日	0.0000
第12期	2009年 7月30日～2010年 1月29日	0.0000
第13期	2010年 1月30日～2010年 7月29日	0.0000
第14期	2010年 7月30日～2011年 1月31日	0.0000
第15期	2011年 2月 1日～2011年 7月29日	0.0000
第16期	2011年 7月30日～2012年 1月30日	0.0000
第17期	2012年 1月31日～2012年 7月30日	0.0000
第18期	2012年 7月31日～2013年 1月29日	0.0000
第19期	2013年 1月30日～2013年 7月29日	0.0000
第20期	2013年 7月30日～2014年 1月29日	0.0000
第21期	2014年 1月30日～2014年 7月29日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2期	2004年 7月30日～2005年 1月31日	1.86
第3期	2005年 2月 1日～2005年 7月29日	△0.23
第4期	2005年 7月30日～2006年 1月30日	0.30
第5期	2006年 1月31日～2006年 7月31日	△0.81
第6期	2006年 8月 1日～2007年 1月29日	3.10
第7期	2007年 1月30日～2007年 7月30日	△2.46
第8期	2007年 7月31日～2008年 1月29日	△4.14
第9期	2008年 1月30日～2008年 7月29日	△1.14
第10期	2008年 7月30日～2009年 1月29日	△8.22
第11期	2009年 1月30日～2009年 7月29日	△0.08
第12期	2009年 7月30日～2010年 1月29日	3.12
第13期	2010年 1月30日～2010年 7月29日	0.97
第14期	2010年 7月30日～2011年 1月31日	2.11

第15期	2011年 2月 1日～2011年 7月29日	0.59
第16期	2011年 7月30日～2012年 1月30日	0.12
第17期	2012年 1月31日～2012年 7月30日	△1.45
第18期	2012年 7月31日～2013年 1月29日	△4.50
第19期	2013年 1月30日～2013年 7月29日	△3.54
第20期	2013年 7月30日～2014年 1月29日	△2.58
第21期	2014年 1月30日～2014年 7月29日	0.22

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2004年 7月30日～2005年 1月31日	0	135,000
第3期	2005年 2月 1日～2005年 7月29日	0	130,000
第4期	2005年 7月30日～2006年 1月30日	0	310,000
第5期	2006年 1月31日～2006年 7月31日	0	100,000
第6期	2006年 8月 1日～2007年 1月29日	0	110,000
第7期	2007年 1月30日～2007年 7月30日	0	30,000
第8期	2007年 7月31日～2008年 1月29日	0	0
第9期	2008年 1月30日～2008年 7月29日	0	0
第10期	2008年 7月30日～2009年 1月29日	0	0
第11期	2009年 1月30日～2009年 7月29日	0	0
第12期	2009年 7月30日～2010年 1月29日	0	0
第13期	2010年 1月30日～2010年 7月29日	0	0
第14期	2010年 7月30日～2011年 1月31日	0	0
第15期	2011年 2月 1日～2011年 7月29日	0	0
第16期	2011年 7月30日～2012年 1月30日	0	0
第17期	2012年 1月31日～2012年 7月30日	0	0
第18期	2012年 7月31日～2013年 1月29日	0	0
第19期	2013年 1月30日～2013年 7月29日	0	20,000
第20期	2013年 7月30日～2014年 1月29日	0	10,000
第21期	2014年 1月30日～2014年 7月29日	0	20,000

（参考）

グローバル・カレンシー・マザーファンド

以下の運用状況は2014年 8月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,249,973,970	72.61
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	471,577,415	27.39
合計（純資産総額）		1,721,551,385	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	―	1,847,223,954	107.30
	売建	―	1,897,805,124	△110.24

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第４６２回国庫短期証券	1,250,000,000	99.99	1,249,973,970	99.99	1,249,973,970	―	2014/9/29	72.61

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	72.61
合　　計	72.61

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	4,930,546.28	506,160,020	511,346,954	29.70
	加ドル	買建	1,500,000.00	140,980,200	143,160,000	8.32
	ユーロ	買建	4,200,000.00	575,189,790	574,308,000	33.36
	英ポンド	買建	2,500,000.00	426,683,750	429,975,000	24.98
	ノルウェークローネ	買建	3,000,000.00	50,005,400	50,310,000	2.92
	豪ドル	買建	800,000.00	77,155,040	77,448,000	4.50

	ニュージーランドドル	買建	700,000.00	60,541,450	60,676,000	3.52
	米ドル	売建	9,235,716.18	950,695,150	957,836,124	△55.64
	加ドル	売建	300,000.00	28,394,190	28,632,000	△1.66
	ユーロ	売建	5,200,000.00	711,648,080	711,048,000	△41.30
	スイスフラン	売建	700,000.00	79,386,430	79,359,000	△4.61
	スウェーデンクローナ	売建	7,000,000.00	104,790,300	104,160,000	△6.05
	ノルウェークローネ	売建	1,000,000.00	16,801,500	16,770,000	△0.97

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

・解約の請求は、解約請求期間中に行なうことができます。解約請求期間の最終日から起算して、６営業日目が解約請求受付日となります。

・解約請求期間は、信託期間中の各月15日（当該日が休業日のときは前営業日とします。）および各月最終営業日（平成16年２月27日を除きます。）を含む、直前の３営業日間とします。

・取扱時間は、解約請求期間中の各営業日の午後５時までとします。

（２）解約制限

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（４）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（５）解約単位

1,000口以上1,000口単位

（６）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（７）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜基準価額算出の流れ＞

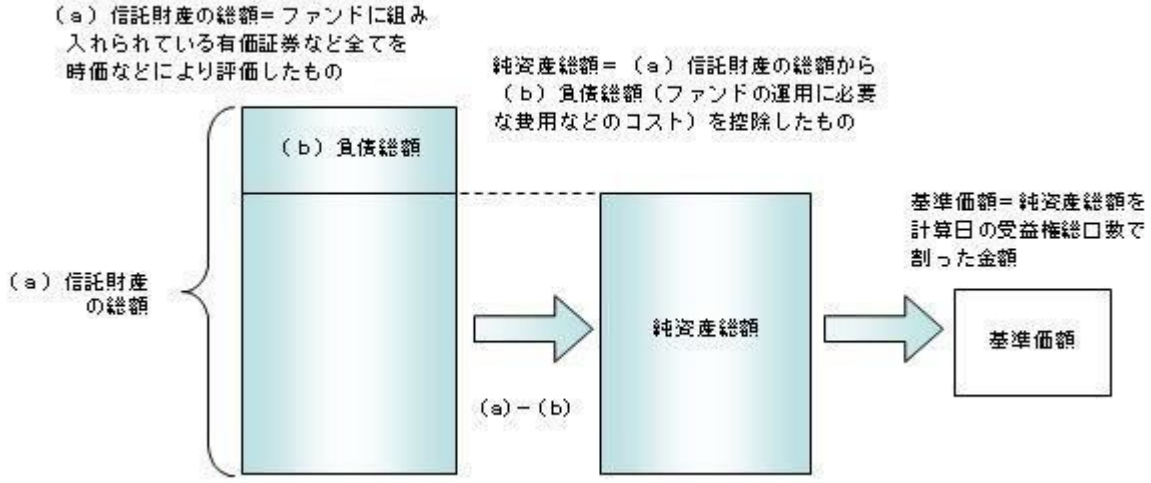

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

・価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

＊外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

◇為替予約取引

原則として、基準価額計算日のわが国における対顧客先物相場の仲値で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成31年 2月28日までとします（平成16年 2月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年１月30日から７月29日までおよび７月30日から翌年１月29日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ロ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２

週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。
書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。
当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

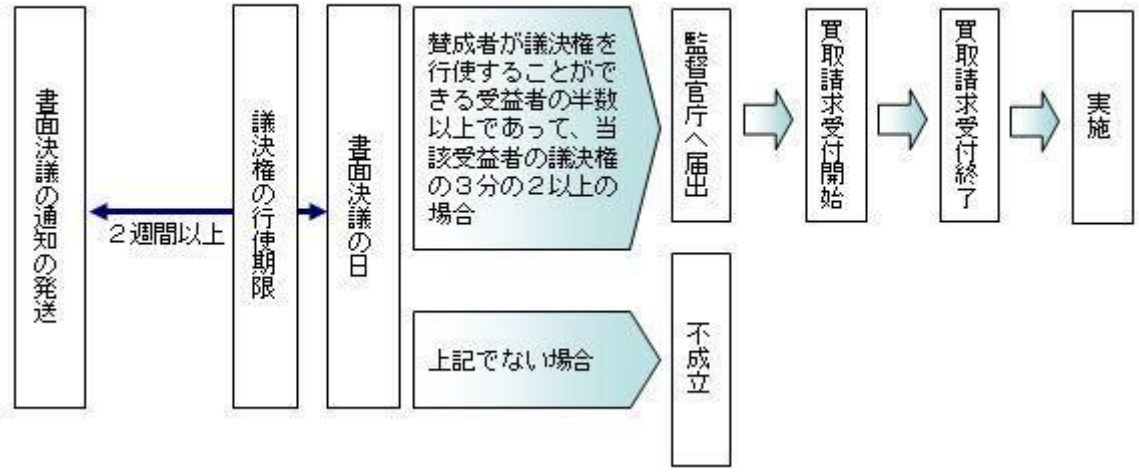

※書面決議の流れは、2014年12月1日以降、下図の通り変更となります。

＜書面決議の主な流れ（2014年12月１日以降）＞

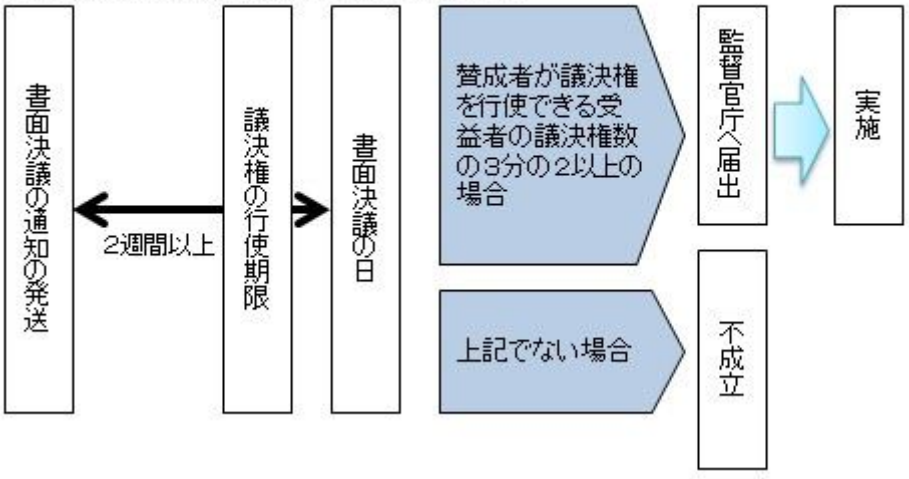

⑤　公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　http://www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

※上記規定は、2014年12月１日以降、以下の通り変更となります。

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(平成26年 1月30日から平成26年 7月29日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０２】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 平成26年 1月29日現在	第21期 平成26年 7月29日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,330,975	4,817,479
親投資信託受益証券	640,186,722	481,037,420
未収利息	8	7
流動資産合計	646,517,705	485,854,906
資産合計	646,517,705	485,854,906
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	99,078	71,676
未払委託者報酬	3,732,007	2,699,760
その他未払費用	18,593	13,442
流動負債合計	3,849,678	2,784,878
負債合計	3,849,678	2,784,878
純資産の部		
元本等		
元本	800,000,000	600,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△157,331,973	△116,929,972
元本等合計	642,668,027	483,070,028
純資産合計	642,668,027	483,070,028
負債純資産合計	646,517,705	485,854,906

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自　平成25年 7月30日 至　平成26年 1月29日	第21期 自　平成26年 1月30日 至　平成26年 7月29日
営業収益		
受取利息	2,006	984
有価証券売買等損益	△14,472,202	2,800,698
営業収益合計	△14,470,196	2,801,682
営業費用		
受託者報酬	108,778	78,783
委託者報酬	4,097,393	2,967,456
その他費用	18,593	13,442
営業費用合計	4,224,764	3,059,681
営業利益又は営業損失（△）	△18,694,960	△257,999
経常利益又は経常損失（△）	△18,694,960	△257,999
当期純利益又は当期純損失（△）	△18,694,960	△257,999
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△157,827,013	△157,331,973
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,190,000	40,660,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,190,000	40,660,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△157,331,973	△116,929,972

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第20期 平成26年 1月29日現在	第21期 平成26年 7月29日現在
１．	設定年月日	平成16年 2月27日	平成16年 2月27日
	設定元本額	9,450,000,000円	9,450,000,000円
	期首元本額	900,000,000円	800,000,000円
	元本残存率	8.4%	6.3%
２．	受益権の総数	80,000口	60,000口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	157,331,973円	116,929,972円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期 自 平成25年 7月30日 至 平成26年 1月29日		第21期 自 平成26年 1月30日 至 平成26年 7月29日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,709,066円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,243,628円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
A 当ファンドの配当等収益額	2,006円	A 当ファンドの配当等収益額	984円
B 親ファンドの配当等収益額	248,636円	B 親ファンドの配当等収益額	123,224円
C 配当等収益額合計（A＋B）	250,642円	C 配当等収益額合計（A＋B）	124,208円
D 経費	4,224,764円	D 経費	3,059,681円
E 差引配当等収益額（C－D）	△3,974,122円	E 差引配当等収益額（C－D）	△2,935,473円
F 当ファンドの当期末残存受益権口数	80,000口	F 当ファンドの当期末残存受益権口数	60,000口
G 当ファンドの期中平均残存受益権口数	87,142口	G 当ファンドの期中平均残存受益権口数	65,714口
H 分配対象配当等収益額（E×F/G）	△3,648,410円	H 分配対象配当等収益額（E×F/G）	△2,680,226円
I 元本超過額	0円	I 元本超過額	0円
J 当ファンドの分配可能額	0円	J 当ファンドの分配可能額	0円
K 分配可能額(1口当たり)	0円	K 分配可能額(1口当たり)	0円
L 分配金額(1口当たり)	0円	L 分配金額(1口当たり)	0円
M 収益分配金額	0円	M 収益分配金額	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第20期 自 平成25年 7月30日 至 平成26年 1月29日	第21期 自 平成26年 1月30日 至 平成26年 7月29日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第20期 平成26年 1月29日現在	第21期 平成26年 7月29日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第20期（平成26年 1月29日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△13,203,980
合計	△13,203,980

第21期（平成26年 7月29日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,844,609
合計	3,844,609

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第20期 平成26年 1月29日現在		第21期 平成26年 7月29日現在	
1口当たり純資産額	8,033円	1口当たり純資産額	8,051円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・カレンシー・マザーファンド	512,614,472	481,037,420	
合計		512,614,472	481,037,420	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「グローバル・カレンシー・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

（参考）

グローバル・カレンシー・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成26年 1月29日現在	平成26年 7月29日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	360,678,053	463,530,632
国債証券	2,499,761,229	1,249,948,023
派生商品評価勘定	18,219,731	6,881,113
未収利息	464	694
流動資産合計	2,878,659,477	1,720,360,462
資産合計	2,878,659,477	1,720,360,462
負債の部		
流動負債		

	平成26年 1月29日現在	平成26年 7月29日現在
派生商品評価勘定	24,375,301	5,411,654
流動負債合計	24,375,301	5,411,654
負債合計	24,375,301	5,411,654
純資産の部		
元本等		
元本	3,066,234,750	1,827,538,819
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△211,950,574	△112,590,011
元本等合計	2,854,284,176	1,714,948,808
純資産合計	2,854,284,176	1,714,948,808
負債純資産合計	2,878,659,477	1,720,360,462

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成26年 1月29日現在	平成26年 7月29日現在
1．	期首	平成25年 7月30日	平成26年 1月30日
	期首元本額	3,813,268,891円	3,066,234,750円
	期首からの追加設定元本額	－円	－円
	期首からの一部解約元本額	747,034,141円	1,238,695,931円
	元本の内訳　※		
	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０１	566,820,597円	538,244,598円
	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０２	687,707,297円	512,614,472円

	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０３	515,196,681円	85,408,098円
	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０４	85,870,384円	85,443,216円
	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０５	601,703,678円	427,168,216円
	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０６	429,367,699円	－円
	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０７	85,869,544円	85,442,376円
	日興ワールド・カレンシー・ファンド　２０１０－１２（適格機関投資家転売制限付）	93,698,870円	93,217,843円
	計	3,066,234,750円	1,827,538,819円
２．	受益権の総数	3,066,234,750口	1,827,538,819口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	211,950,574円	112,590,011円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 平成25年 7月30日 至 平成26年 1月29日	自 平成26年 1月30日 至 平成26年 7月29日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	平成26年 1月29日現在	平成26年 7月29日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成26年 1月29日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	140,729
合計	140,729

（平成26年 7月29日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	24,273
合計	24,273

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（平成26年 1月29日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,824,810,250	－	2,816,051,526	△8,758,724
	米ドル	1,179,779,680	－	1,177,306,526	△2,473,154
	加ドル	321,933,040	－	314,262,000	△7,671,040
	英ポンド	679,340,030	－	683,240,000	3,899,970
	スウェーデンクローナ	47,738,100	－	48,090,000	351,900
	ノルウェークローネ	269,780,200	－	268,640,000	△1,140,200
	豪ドル	301,031,220	－	298,947,000	△2,084,220
	ニュージーランドドル	25,207,980	－	25,566,000	358,020
	売建	3,119,810,250	－	3,117,207,096	2,603,154
	米ドル	1,750,015,290	－	1,748,128,096	1,887,194
	加ドル	9,297,340	－	9,243,000	54,340
	ユーロ	367,452,620	－	365,820,000	1,632,620
	英ポンド	155,012,040	－	153,729,000	1,283,040
	スイスフラン	412,398,240	－	412,668,000	△269,760
	スウェーデンクローナ	80,239,600	－	80,150,000	89,600
	ノルウェークローネ	167,609,000	－	167,900,000	△291,000
	豪ドル	152,297,730	－	154,003,000	△1,705,270
	ニュージーランドドル	25,488,390	－	25,566,000	△77,610
合計		5,944,620,500	－	5,933,258,622	△6,155,570

（平成26年 7月29日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,521,965,790	－	3,523,977,493	2,011,703
	米ドル	1,247,548,040	－	1,251,915,493	4,367,453
	加ドル	169,524,360	－	169,578,000	53,640
	ユーロ	397,255,830	－	396,662,000	△593,830
	英ポンド	1,227,606,280	－	1,227,235,000	△371,280

	スイスフラン	56,353,100	—	56,315,000	△38,100
	ノルウェークローネ	229,153,400	—	228,480,000	△673,400
	豪ドル	124,276,620	—	124,280,000	3,380
	ニュージーランドドル	70,248,160	—	69,512,000	△736,160
	売建	3,117,965,790	—	3,118,508,034	△542,244
	米ドル	842,834,590	—	843,197,034	△362,444
	加ドル	482,200,200	—	480,471,000	1,729,200
	ユーロ	1,093,468,800	—	1,094,240,000	△771,200
	英ポンド	121,081,100	—	120,995,000	86,100
	スイスフラン	56,254,700	—	56,315,000	△60,300
	スウェーデンクローナ	74,181,400	—	74,450,000	△268,600
	ノルウェークローネ	114,444,000	—	114,240,000	204,000
	豪ドル	333,501,000	—	334,600,000	△1,099,000
合計		6,639,931,580	—	6,642,485,527	1,469,459

（注）1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成26年 1月29日現在		平成26年 7月29日現在	
1口当たり純資産額	0.9309円	1口当たり純資産額	0.9384円
(1万口当たり純資産額)	(9,309円)	(1万口当たり純資産額)	(9,384円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第４６２回国庫短期証券	1,250,000,000	1,249,948,023	
合計		1,250,000,000	1,249,948,023	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 8月29日現在です。

【日興ワールド・カレンシー・ファンド　２００４－０２】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	485,272,674円
Ⅱ　負債総額	478,800円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	484,793,874円
Ⅳ　発行済口数	60,000口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	8,080円

（参考）

グローバル・カレンシー・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	1,730,192,641円
Ⅱ　負債総額	8,641,256円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,721,551,385円
Ⅳ　発行済口数	1,826,145,957口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9427円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成26年8月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成21年10月１日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

（２）会社の意思決定機関（平成26年8月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月31日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は５名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（平成26年8月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
・委託会社の運用する、平成26年8月末現在の投資信託などは次の通りです。

		純資産額

種　類			ファンド本数	（単位：億円）
投資信託総合計			526	97,550
	株式投資信託		469	75,973
		単位型	70	1,924
		追加型	399	74,049
	公社債投資信託		57	21,577
		単位型	41	318
		追加型	16	21,258
投資法人合計			1	42

3【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　なお、当事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第２項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第54期 (平成25年３月31日)		第55期 (平成26年３月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	15,820	※3	17,805
有価証券		－		234
前払費用	※3	380	※3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	※3	342	※3	608
関係会社短期貸付金		606		240
立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		25,862		27,826
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	48	※1	47
器具備品	※1	124	※1	134
有形固定資産合計		172		181
無形固定資産				

ソフトウエア	70	91
無形固定資産合計	70	91
投資その他の資産		
投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

（単位：百万円）

		第54期 (平成25年３月31日)		第55期 (平成26年３月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		305		329
未払金		3,862		3,404
未払収益分配金		6		6
未払償還金		115		112
未払手数料	※3	3,195	※3	2,743
その他未払金		545		542
未払費用	※3	3,282	※3	3,239
未払法人税等		589		2,286
未払消費税等	※4	123	※4	356
賞与引当金		1,770		1,935
役員賞与引当金		80		150
流動負債合計		10,012		11,702
固定負債				
退職給付引当金		1,001		1,081
その他		55		55
固定負債合計		1,057		1,137
負債合計		11,070		12,840
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		23,530		22,694
利益剰余金合計		23,530		22,694
自己株式		△68		△68
株主資本合計		46,045		45,209

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第54期 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	52,848	63,120
その他営業収益	1,922	2,557
営業収益合計	54,771	65,678
営業費用		
支払手数料	26,955	31,207
広告宣伝費	649	1,081
公告費	7	2
調査費	10,797	13,405
調査費	691	712
委託調査費	10,089	12,669
図書費	17	23
委託計算費	406	465
営業雑経費	530	558
通信費	188	186
印刷費	214	252
協会費	46	43
諸会費	16	11
その他	64	65
営業費用計	39,347	46,721
一般管理費		
給料	6,759	7,171
役員報酬	256	316
役員賞与引当金繰入額	80	150
給料・手当	4,565	4,719
賞与	87	50
賞与引当金繰入額	1,770	1,935
交際費	100	108
寄付金	66	54
旅費交通費	313	448
租税公課	188	209
不動産賃借料	753	755
退職給付費用	312	313
退職金	83	32
固定資産減価償却費	124	109
諸経費	3,061	3,364
一般管理費計	11,764	12,568
営業利益	3,659	6,388

（単位：百万円）

		第54期 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）		第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
営業外収益				
受取利息		12		17
受取配当金	※１	601	※１	1,774
時効成立分配金・償還金		4		4
為替差益		64		26
その他		16		19
営業外収益合計		699		1,842
営業外費用				
支払利息		19		19
有価証券償還損		1		―
時効成立後支払分配金・償還金		15		22
支払源泉所得税		55		57
その他		2		13
営業外費用合計		93		114
経常利益		4,265		8,116
特別利益				
投資有価証券売却益		226		135
関係会社株式売却益		239		―
特別利益合計		465		135
特別損失				
投資有価証券売却損		84		12
関係会社株式評価損		―		4,500
固定資産処分損		3		0
割増退職金		―		59
役員退職一時金		75		235
特別損失合計		163		4,807
税引前当期純利益		4,568		3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480		3,020
法人税等調整額		260		△119
法人税等合計		1,740		2,900
当期純利益		2,827		544

（３）【株主資本等変動計算書】

第54期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	△68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				△1,468	△1,468		△1,468

当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,358	1,358	－	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			△1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

第55期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				△1,380	△1,380		△1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△836	△836	－	△836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	△68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			△1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△40	△40	△40
当期変動額合計	△40	△40	△876
当期末残高	321	321	45,531

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～５年 器具備品　４年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

（貸借対照表関係）

第54期 (平成25年３月31日)	第55期 (平成26年３月31日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,054百万円 器具備品　618百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,091百万円 器具備品　625百万円
※２　信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　3,818百万円 前払費用　2百万円 未収収益　58百万円 (流動負債) 未払手数料　143百万円 未払費用　297百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　6,249百万円 前払費用　2百万円 未収収益　74百万円 (流動負債) 未払手数料　98百万円 未払費用　274百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc.がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第54期 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　552百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,290百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第54期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	－	－	109,600

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	19,215,900	－	2,237,400	16,978,500	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	1,676,400	－	49,500	1,626,900	－
平成22年度ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	－	－	2,310,000	－
第１回新株予約権	普通株式	2,955,200	－	－	2,955,200	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	6,091,800	－	161,700	5,930,100	－
合計		32,249,300	－	2,448,600	29,800,700	－

(注) 1　平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
2　第１回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に６を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
3　平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第１回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年５月28日取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年３月31日	平成24年６月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年５月27日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,380	7.01	平成25年３月31日	平成25年６月18日

第55期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	－	－	109,600

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	16,978,500	－	1,075,800	15,902,700	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	1,626,900	－	59,400	1,567,500	－
平成22年度ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	－	－	2,310,000	－
第１回新株予約権	普通株式	2,955,200	－	－	2,955,200	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	5,930,100	－	541,200	5,388,900	－
合計		29,800,700	－	1,676,400	28,124,300	－

(注)１　平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
２　第１回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に６を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
３　平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年５月27日取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年３月31日	平成25年６月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）		第55期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	750百万円	１年内	751百万円
１年超	807百万円	１年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

（金融商品関係）

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等によ

る信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	―
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	―
(3) 未収収益	342	342	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,091	7,091	―
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	―
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	―

(※)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(4) 投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。
(5) 未払金及び(6) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	―	―	―
未収委託者報酬	7,472	―	―	―
未収収益	342	―	―	―
投資有価証券				
投資信託	―	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	－
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	－
(3) 未収収益	608	608	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,457	7,457	－
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	－
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	－

(※)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額66百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	－	－	－
未収委託者報酬	7,162	－	－	－
未収収益	608	－	－	－
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

（有価証券関係）

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	724	821	△96
	小計	724	821	△96
合計		7,091	6,529	561

(注) １　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　79百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	△130
	小計	3,637	3,768	△130
合計		7,457	6,957	500

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
２　非上場株式等（貸借対照表計上額　66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	－
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

（持分法損益等）

第54期 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　3,069 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　6,280 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,159	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1)関連会社に対する投資の金額　3,065 (2)持分法を適用した場合の投資の金額　7,660 (3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,379

（退職給付関係）

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ　退職給付債務	△1,101
ロ　未積立退職給付債務	△1,101
ハ　未認識数理計算上の差異	99
ニ　退職給付引当金残高	△1,001

３　退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ　勤務費用	102
ロ　利息費用	13
ハ　数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ　確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ　退職給付費用合計	312

４　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ　退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ　割引率	0.9%
ハ　数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	〃
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の発生額	9	〃
退職給付の支払額	△56	〃
退職給付債務の期末残高	1,174	〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	〃
未認識数理計算上の差異	△92	〃
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の費用処理額	16	〃
確定給付制度に係る退職給付費用	137	〃

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	**0.8%**

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から平成32年１月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　1名	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　2,310,000株	普通株式　6,101,700株
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日

権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	平成25年10月７日から 平成33年10月６日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①　ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月７日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－

権利未行使残	－	－

(注)　株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737　(注)３
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

(注)１　公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２　ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額　　－　百万円

３　株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　1名	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名

株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　2,310,000株	普通株式　6,101,700株
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	平成25年10月７日から 平成33年10月６日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①　ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月７日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－

権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)１	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)３
付与日における公正な評価単価(円) (注)１	0	0

(注)１ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 － 百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第54期 (平成25年３月31日)		第55期 (平成26年３月31日)	
１ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	(単位：百万円)		(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	672	賞与引当金繰入超過額	689
その他	196	その他	294
小計	869	小計	984
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	149	投資有価証券評価損	148
退職給付引当金超過額	361	関係会社株式評価損	1,665
固定資産減価償却超過額	174	退職給付引当金超過額	385
その他	75	固定資産減価償却超過額	158
小計	760	その他	34
繰延税金資産小計	1,630	小計	2,391
評価性引当金	△61	繰延税金資産小計	3,375
繰延税金資産合計	1,568	評価性引当金	△1,665
		繰延税金資産合計	1,710
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	199	その他有価証券評価差額金	200
繰延税金負債合計	199	繰延税金負債合計	200
繰延税金資産の純額	1,369	繰延税金資産の純額	1,510

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　38.0% （調整） 評価性引当金の増減　46.6% 交際費等永久に損金に算入されない項目　3.7% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△12.9% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正　1.9% 海外子会社の留保利益の影響額等　6.9% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　84.2%

第54期 (平成25年３月31日)	第55期 (平成26年３月31日)
－	3　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。

（関連当事者情報）

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	525(千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606(千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	5(千SGD 76)	未収収益	5(千SGD 76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	9,826百万円
営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	△398 (千 SGD △5,059)(注2)	関係会社短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
						―	増資の引受(注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	―	―

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2 資金の貸付に係る取引金額△398百万円(△5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済△638百万円(△8,000千 SGD)であります。

3 Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、１株につき１シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円
営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

該当事項はありません。

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

該当事項はありません。

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

該当事項はありません。

第55期(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第54期 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）
１株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
１株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注) 1　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）	第55期 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）

当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年３月31日)	第55期 (平成26年３月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	46,408	45,531
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	46,408	45,531
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （平成26年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（平成26年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （平成26年3月末現在）	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社　※1	10,000百万円	

※1　当初募集は行なっておりません。

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （平成26年3月末現在）	事業の内容
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	181百万米ドル ※資本金と資本剰余金の合計額	資産運用に関する業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの発行済株式総数の100%を保有しております。（平成26年3月末現在）

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 4月28日	有価証券報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年６月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　羽　太　典　明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　秋　宗　勝　彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年９月10日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士　鶴 田　光 夫
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士　辻 村　和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ワールド・カレンシー・ファンド 2004-02の平成26年１月30日から平成26年７月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ワールド・カレンシー・ファンド 2004-02の平成26年７月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。